

自転車の防犯登録を行う者の指定

〔平成8年2月13日
公安委員会告示第11号〕

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定により、次の者を自転車の防犯登録を行う者として指定したので、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第11条第1項の規定に基づき告示する。

- 1 名称
社団法人兵庫県自転車防犯登録会
- 2 住所
神戸市灘区烏帽子町2丁目3番18号